

四日市市告示第551号

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付の対象者)</p> <p>第2条 補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市内で事業を営む中小企業者等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体であって、当該団体の構成員の2分の1以上が四日市市内で事業を営む中小企業者であるもの（当該団体の出資の総額及び常時使用する従業員の数、それぞれ中小企業基本法第2条第1項各号に定める額及び人数以下のものに限る。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第7条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p>	<p>(補助金交付の対象者)</p> <p>第2条 補助金交付の対象者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市内で事業を営む中小企業等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第8条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</u></p>

(1) から(6)まで (略)

(1) から(6)まで (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(環境部環境保全課)